

## 滋賀県立高等専門学校施設整備事業 入札説明書等に関する質問および意見（第2回）への回答

- ・滋賀県立高等専門学校施設整備事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。  
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	落札者の決定	19		5	(4)					応募者の辞退もしくは参加資格の喪失等により不調となった場合は、開校時期を遅らせて再公告となるのでしょうか。	現在、入札公告中であり、入札不調になった場合の対応について、現時点で回答できるものではありません。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	エコマテリアル	19	第2	1	(1)	イ	(ウ)			「県の指定する木造化促進アドバイザーおよびびわ湖材製品流通調整員の積極的な活用を検討すること」と記載されていますが、県びわ湖材流通推進課の窓口にご相談したところ、県びわ湖材流通推進課では受注が決まっていない事業者の相談に乗るようアドバイザーに指示することはできないというお話でした。 よりよい提案を作成するために、入札前の段階で木造化促進アドバイザーおよびびわ湖材製品流通調整員に事前相談ができるよう、貴法人から県に助言いただけないでしょうか。	具体の提案内容に関するアドバイスは評価に関わる内容であるため、落札者決定前に当該アドバイザーや調整員に具体の提案に関する相談はできません。なお、要求水準書では、基本設計段階および木材調達段階において当該アドバイザー等を活用いただくことを想定していますので、その際にご活用ください。 なお、提案に関する事前相談については、国の設置している「建築物木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」や各種団体の設置する中大規模木造建築相談窓口等がありますので、参考にしてください。
2	エコマテリアル	19	第2	1	(1)	イ	(ウ)			県には公共性の高い施設等の新築にあたり、「びわ湖材」の購入費の一部を助成する制度がありますが、びわ湖材を活用する建築計画とした場合、本事業は適用されますでしょうか。	制度所管課に、本事業では適用されないことを確認しています。
3	省エネルギー・省資源	20	第2	1	(1)	イ	(エ)			実習工場と実験室棟と同様に図書・交流拠点施設、食堂・売店をZEB対象外とし、ZEB Readyの取得を校舎棟のみにしていただけないでしょうか。	図書・交流拠点施設および食堂・売店は、全体として、室容積の大きい空間が大部分を占めること等から、施設の形状によってはZEB-Ready取得に対する技術的な困難性が高く、また、取得できない可能性が残るなど、事業者の提案難易度を過度に高めているおそれがあるため、「図書・交流拠点施設および食堂・売店は、ZEB-Ready以上の性能を有するよう努力すること。」と要求水準書を修正します。 なお、ZEB-Readyを取得できない場合にも、要求水準書「第2 1(1)イ(エ)」にて、施設的环境保全性に関して、「省エネルギー・省資源」を求めていることにご留意ください。 また、図書・交流拠点施設については、外部の方の利用を想定し、本施設の『顔』となるラーニングコモンズにおいて、県産木材の活用など、効果的な木材利用に配慮した計画とすることを求めていることにも合わせてご留意ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
4	省エネルギー・省資源	20	第2	1	(1)	イ	(エ)			学生寮のZEH-M Orientedの認証について、寮室のエアコンは別途工事の為、本工事竣工時点での条件(寮室のエアコンは無し)での検証として宜しいでしょうか。	構いません。
5	事業用地の概況	25	第2	1	(2)	ア				「造成に関しては、事業者提案の内容を踏まえ、必要に応じて調整を行うこととする。」とありますが、調整にかかる費用および造成の調整により事業者が生じる費用は貴法人の負担という認識でよろしいでしょうか。また調整時は事業者と協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	事業者の配置提案によっては、造成の一部が干渉し、県の造成工事に不要な部分が生じる場合や、建物配置により排水計画の変更が必要となること等を想定し、造成工事開始前に事業者と協議し、事前に調整を行うこととしたものです。このため、事業者の提案内容の変更を伴う調整は想定しておらず、当該調整により、基本的に法人および事業者に、追加費用が生じることは想定していません。
6	アプローチ動線	29	第2	2	(1)	イ				競争的対話の実施結果No.14において、「外部の方のセミパブリックエリアへのアクセスは、国有地へのアクセス通路や国有地側に設ける出入口（通用口）からアクセスされることを基本」としてありますが、国有地へのアクセス通路からセミパブリックエリアへの出入口は、緊急時の車両の通行以外に、平時から徒歩や自転車での出入りを可能とするという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書「第2 2(6)イ」に記載のとおり、「通常時は、車両（軽車両を含む。）の通行を阻止できる措置を講ずること。」としており、徒歩での通行は可とする想定です。なお、自転車を押して歩いている場合は、歩行者同様、通行を可とします。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(加)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	付属資料3	エリアゾーニングのイメージ									競争的対話の実施結果No.18において「通学路は、・・・新たに整備することとされたものであり、通学通用門および正門の位置の変更は不可とします」とありますが、正門は位置の指定がないため、付属資料3にて位置の指定がある通学通用門との併用を想定しているのでしょうか。	正門については、位置は指定していませんが、要求水準書および「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」にて、プライベートエリアへの設置を求めています。このため、通学通用門はエリアゾーニングに記載の位置からの変更は不可、正門はプライベートエリアからの変更は不可とする趣旨で回答したものです。なお、正門と通用門は、安全性の確保が可能であれば、併用も可としています。
2	付属資料4	什器・備品リスト									※の記載のあるものは、事業者により「要求水準等を考慮の上、適切な数量を判断し提案することとありますが、事業者より提案した数量に対し、追加数量が生じた場合は貴法人による調達という認識でよろしいでしょうか。	※の記載のあるものについて、要求水準書のほか、先行事例や事業者の知識・経験をもとに、諸室の機能を満たす合理的な数量でご提案いただくことを想定しています。仮に事業者提案の内容を確認し、明らかに数量が不足すると判断した場合には、変更を求めることがあります。その上で、事業者提案の数量から追加が生じる場合には、基本的には、法人の負担により調達します。
3	付属資料7	インフラ整備状況	3								今回敷地付近まで延伸予定のガス管は低圧ガス管と考えて宜しいでしょうか。	低圧管を整備する予定です。
4	付属資料10	清掃区分									清掃頻度・備考欄に「日常清掃は毎日実施することを必須とする」と記載がありますが、校舎部門・屋内体育部門は月曜～金曜の週5日、福利厚生部門と図書・交流部門は日曜～土曜の週7日という理解でよろしいでしょうか。	日常清掃の清掃頻度については、いずれの部門においても、「毎日実施」としているものは、月曜～金曜の週5日間（祝日を除く）の清掃を想定してください。ただし、長期休業期間中は、日常清掃の清掃頻度、清掃箇所を縮小する可能性があります。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	条	項	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	協議会	5	第1	7条	2項					「協議会の運営に係る事務は事業者が実施する」とありますが、協議会の主催は貴法人という理解でよろしいでしょうか。	・協議会は、法人と事業者が協議の上で、構成や運営の詳細を決定します。なお、運営に係る事務は、事業契約書（案）第7条のとおり、事業者にて実施してください。

■様式集に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
1	様式集 (Word)	様式5-5 事業開始・終了に 当たっての取組	18									「事業開始」に当たっての取組とは、事業契約締結後、または供用開始後のどちらの取組を想定していますでしょうか。	「事業開始」とは、事業契約締結による本事業の開始を指しており、供用の開始ではありません。
2	様式集 (Word)	様式10-1 県内企業等の活用 に関する提案書	61									県内企業には、本社の所在地を県外とする、県内の支店や営業所も含まれますでしょうか。その定義をお示ください。	「県内企業」とは、本社（本店）が滋賀県内にある企業とします。
3	様式集 (Word)	様式10-1 県内企業等の活用 に関する提案書	61									様式10-1の「県内企業から下請け企業への発注額（④）」の記載は、県内企業が開示しないことも多く、また開示された場合でも現時点で金額の確約をいただけないため、事業者として入札段階での金額の確定が困難です。そのため（④）の記載は不要としていただけないでしょうか。 （④）の記載が必須の場合は、事業者の想定金額を記載してもよろしいでしょうか。また落札後の実際の発注額が、提案書に記載する想定金額と相違した場合、サービス購入料の減額・罰則点の付与等のペナルティはなしとしていただけますでしょうか。	提案時点で、関係企業と調整されている内容を記載してください。事業実施段階において、事情により、県内企業への発注内容を遵守できないおそれが生じた場合には、両者協議し代替案の検討を行います。 なお、落札後の実際の発注額が、提案書に記載する想定金額を満たせなかったとしても、サービス購入料の減額・罰則点の付与等のペナルティの対象とはしていません。